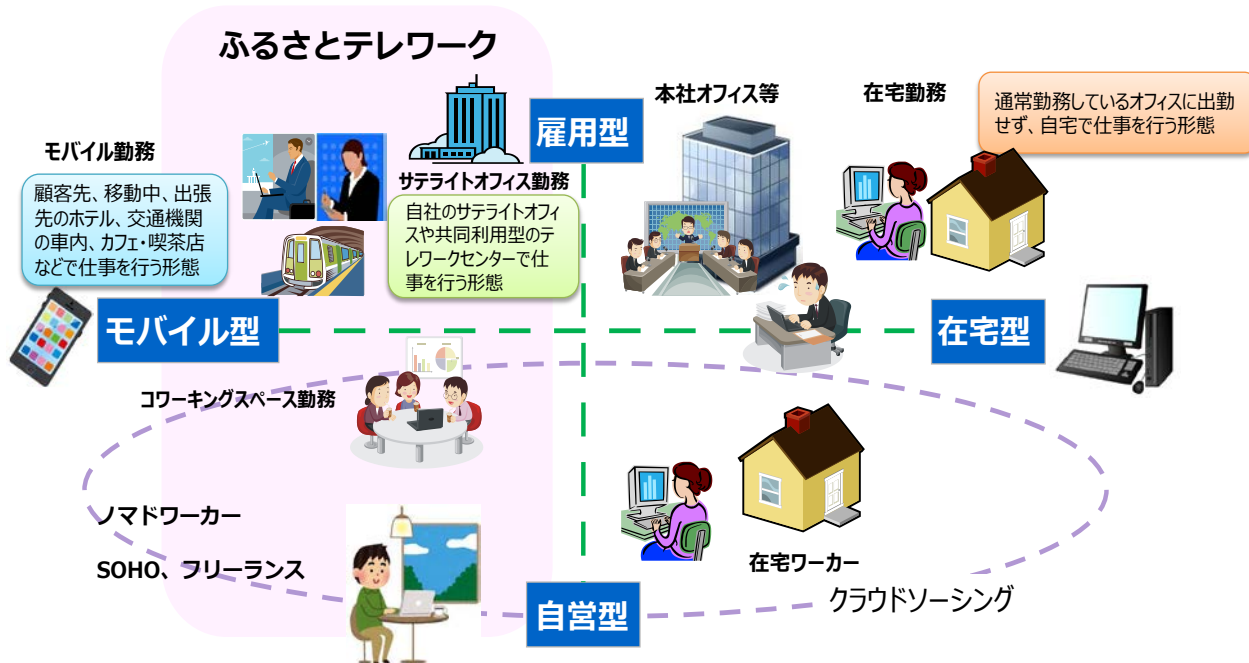


テレワークとは、

テレワークの形態分類

- **テレ** (tele : 離れた) 、 **ワーク** (work : 仕事)
- ITを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方



テレワークの期待の広がり

- テレワークの働き方形態の特徴から、企業価値向上、生産性、地域活性化、BCP等、有効な手段として期待されている。

企業の価値向上

ビジネスの生産性向上

自由な働き方による
多様な人材の活躍

ワーク・ライフ・バランス

地域の活性化

大規模災害時の
企業の事業継続

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外からたくさんの観光客等が集まり、首都圏の公共交通機関における混雑が予想される。会期中のテレワーク活用が有効として、オリパラを契機にテレワーク普及をさらに後押しすることとしたい。

※2012年ロンドン大会時にロンドン交通局及び市がテレワークを呼びかけ、市内企業の8割がテレワークを導入した経緯あり。

- 2020年に向けたテレワーク国民運動プロジェクトを毎年実施。
- 経産省、総務省が中心となり、関係府省、経済団体、首都圏自治体、交通機関等を巻き込んで実施。

2017年7月24日※「テレワーク・デイ」 約950団体、約6.3万人参加

※ 2020年7月24日（金）：2020年オリンピック東京競技大会開催日

主催：総務、経産、厚労、国交、内閣官房、内閣府 共催：東京都、経団連、日本テレワーク協会 等



①公共交通機関の利用減少

ピーク時間帯（8時台）の乗客減少量（例）

○東京メトロ豊洲駅 - 10%

○都営三田駅 - 4.3%

○都営芝公園駅 - 5.1%

※2016年7月25日（月）の比較

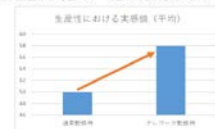
各鉄道会社調べ

③生産性、満足度の向上

多くの参加事業者で、働き手
生産性を高める効果や満足
度を高める効果があった。

通常勤務時の生産性を50とした場合、テレワーク勤務時の生産性がどのように変化したかを調査した。（0から100で実感値を回答）

＜結果＞回答の平均値 58（通常時との比較+16%増）



【出典】東急不動産(株)

②電力消費量

オフィスフロアの消費電力消費量（回答団体数12）

○回答があったすべての団体で、実施日の消費電力量が実施前より減少。

○消費電力の削減率は、最大で18%、平均で7.1%

【全体的な評価】各項目で実感できた社員の割合



【出典】ノボ
ルディスク
ファーマ(株)

また、テレワークによって、61.5%の社員が仕事への満足度が向上し、49.3%の社員業務が向上した。

2020年まで、更に実施期間、対象範囲を拡大して、展開

2018年「テレワーク・デイズ」

2018年「テレワーク・デイズ」の実施について

- 7月23日（月）～7月27日（金）の間において、各企業・団体の状況に応じて、7月24日（火）〔※〕 + その他の日の2日間以上を「テレワーク・デイズ」として実施する。

※ 2020年東京オリンピック開会式の日

○ 効果測定等

- ・ テレワーク一斉実施の効果測定を行うため、7/24をコア日として設定する。
- ・ 初参加の企業等については、7/24の1日でも参加可能とする。
- ・ 参加団体は、2017年と同様、「実施団体」「特別協力団体」「応援団体」の3分類とする。
- ・ 特別協力団体は、①2日間以上実施、②7/24に100名以上実施かつ③効果測定（交通混雑緩和、消費支出の変化等）に協力可能な団体とする。
- ・ 企業・団体の経営層から従業員まで幅広い層にテレワークの意義等を浸透させるため、あらかじめ収集した生産性向上、ワークライフバランス満足度向上等のデータを広く周知する。

○ 目標設定

- ・ 2000団体、延べ10万人の参加を目標とする。（2017年：約950団体、6.3万人）
- ・ 首都圏以外・中小規模の団体、官公庁などを含め、様々な業種、規模、地域の団体の参加を働きかける。

○ 多様な働き方の奨励

- ・ 様々なテレワーク（モバイル、サテライトオフィス、ふるさとテレワーク等）の実施、時差出勤、フレックスタイム等を組み合わせた実施などを奨励する。

周知活動

- 関係省庁等と連携し、周知ポスター（約6千枚）、リーフレット（約4万枚）を行政機関、経済団体、企業、鉄道事業者等に掲示。
- 関係省庁・経団連の主催の下、セミナーを開催（7/18・経団連会館）
世耕大臣が運動の重要性をプレイアップ。
- 総務省、内閣官房、大会組織委の協力の下、運動が**東京五輪・パラリンピック競技大会の公認プログラムに位置付け**。普及に尽力。



テレワーク・デイベンでテレワークを通じた働き方改革の重要性をプレイアップする世耕大臣

経済産業省の省内活動

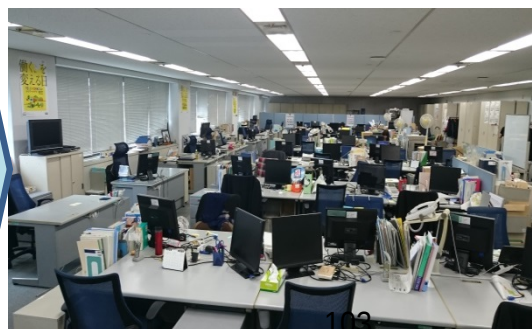
- 平成29年度のゆう活月間（7～8月）中、原則として、全職員が最低1回以上のテレワークを実施。テレワーク・デイ（7月24日）に集中的に実施し、**経済産業省全体で約千人規模（このうち、本省内部部局の職員は、全職員の約3割以上に該当する930人程度の職員）**が参加。
- **9月以降、原則全職員において毎月1回のテレワークの実施。**

（特に、テレワーク実施を強く推奨日は、8月：8/28（月）、9月：9/13（水）、10月：10/11（水）、11月：11/8（水）、12月：12/13（水）、1月17日（水））

テレワーク・デイ取組前の執務室
（普段の光景）



テレワーク・デイ実施日の執務室



世耕大臣がテレワークで省内の幹部職員からレクを受け、資料を確認されている様子



・女性活躍加速のための重点方針2018（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

女性が「学び直し」を通じて復職・再就職しやすい環境を整えるため、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりを行うとともに、離職女性のキャリア形成に向けた意識を醸成するため、子育て等で離職中の女性向けに、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報の展開等や、学びの場への効果的な誘導方策等を検討することで、女性活躍に係る裾野を拡大することが必要。

人生100年時代を迎える中で、女性が自分の個性を最大限発揮しながらキャリアを築いていくとともに、個人の可能性を引き出すための学びの充実が必要不可欠

有識者会議

学識経験者、地方公共団体、男女共同参画センター、NPO、関係団体、産業界等の有識者からなる有識者会議において、男女共同参画推進のための学び・キャリア形成に関する検討を行う。

実証事業

【実施体制】

男女共同参画センター等が地域の関係機関と連携



モデル構築のため実証事業を実施

【事業内容】

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みのモデル構築のため、取組の実施プロセスや連携体制、地域におけるニーズや課題を検証・分析

- ▶ 男女共同参画センター等におけるリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方を検討
- ▶ 実践的な職業教育や起業教育、就労支援等を総合的に提供するプラットフォームを形成

▼ 2019年度要求（追加部分）

学びの入口へ誘導するために効果的な広報の方法・内容等の検証（実証事業の拡充）

子育て等で離職中の女性を対象として、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報を展開。

特に、子育て中の女性の生活動線に合わせたアウトリーチ型の広報を中心に検証し、実際に学びへの動機付けや意識醸成につながる効果的な広報の方法・内容等を検証。

➡ 左記の一体的仕組みと併せて実証

研究協議会

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行うプラットフォームの普及・関係者の啓発【2019年度要求3箇所(1)】

事業の目的

RESEARCH PROJECT FOR WORK-LIFE-LEARN BALANCE

- 働く方一人ひとりの職業能力を高め、労働生産性を引き上げることが、我が国の「働き方改革」実現のために重要。
- 一方、子育て中の女性や在職者は、多忙な中で教育訓練を受講する時間を確保すること自体が困難であり、そうした者のための教育訓練は、開講形態に配慮がされており、かつ効率的な学習が可能であり、さらに、モチベーションの維持のための工夫が凝らされたものであることが必要。
- 本事業は、多忙な社会人にとっても受講しやすい講座の在り方（曜日・時間設定を含む開講形態、教育手法等）につき調査を行うとともに、そうした講座の開講のためのノウハウを把握、実際に新講座の開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、成果を普及、講座の開講促進を目指すもの。
- 併せて、現在知見の蓄積が少ない「企業における、個人の自発的な学び直しに対する時間面での配慮、評価の在り方」についての研究や、現行の教育訓練給付の講座指定基準に係る課題の分析等を行うことにより、今後の社会人の学び直しの一層の推進を図る。

【事業イメージ】

厚生労働省

委託



働く方の自発的なキャリア開発、社会人の学び直しのための教育訓練の実態等に知見を有する者（シンクタンク等）

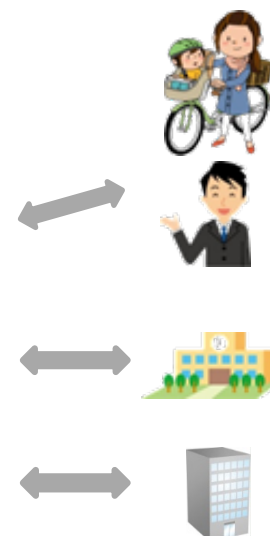
【通し番号104】

仮説の設定・実証にあたり、企業、教育訓練機関、受講者層の協力を得る

- 働く方の自発的なキャリア開発、社会人の学び直しのための教育訓練の実態等に知見を有する者を対象に、社会人向けの教育訓練講座が、どのような開講形態・教育手法等により行われることが効果的かについての調査研究事業を委託
- 委託先において、教育訓練機関、企業、受講者層へのヒアリング等を通じ、子育て女性・在職者に相応しい講座の在り方の仮説を設定。仮説に基づく講座運営を行い、その結果を受講者側、教育訓練機関側、企業側からそれぞれ検証。
- 併せて、個人の学び直しに対する企業としての時間的配慮・評価の可能性や条件整備の方法、現行の教育訓練給付の講座指定基準に係る課題等についても調査・分析を実施。
- 調査研究報告書を作成するとともに、調査研究の結果をもとに講座開講マニュアルを開発。マニュアルを広く周知することで、社会人が受講しやすい教育訓練講座の拡充を図る。

【調査研究のポイント】

- 対象者が受講しやすい開講形態（土日・夜間/eラーニング）
- 対象者が必要とするスキルを効果的・能動的に学習することができる教育手法
- 対象者の「脱落」を防ぐフォローの手法
- それらを取り入れた教育訓練講座を円滑に開講するためのポイント
- 個人の学び直しに対する企業としての時間的配慮・評価の可能性、条件整備の方法
- 現行の教育訓練給付の講座指定基準に係る課題



H30

ヒアリング等による現状分析・仮説形成



調査研究の対象分野を決定（例：子育て女性のキャリアアップ、医療・介護、IT、マネジメント等）し、以下の①～④につき調査

- ① 設定した分野における**教育訓練の開講実態**
- ② 当該分野における**企業・受講者層からの講座ニーズ**（訓練の開講形態・日時・教育手法等）
- ③ ②を踏まえた教育訓練を**新たに開講しようとする際の課題・ノウハウ**
- ④ 当該分野の企業における、**個人の自発的な学び直しに対する評価、送り出しへの配慮の実態**

当該分野における「受講しやすい」「身につけるべきスキルを効率的に身につけられる」開講形態・教育手法についての仮説を形成

H31

講座開講・仮説実証

結果分析・
とりまとめ

仮説に基づいた教育訓練講座の
設置・開講（10講座）

＜開講例＞

子育て女性の土日講座2、e-ラーニング2
IT企業社員向け夜間講座2、e-ラーニング2
医療分野従事者向け夜間講座1、e-ラーニング1

成果物として、

- ・調査分析報告書（個人の学び直し推進のための政策提言を含む）
- ・講座開講マニュアルの取りまとめ

プログラム
策定関与

受講実態
観察・分析

成果物の全国的な普及により、社会人が受講しやすい効率的な教育訓練講座の開講を促進

仮説に基づくものになっているかの確認

想定していた効果が生まれているかの確認
（受講者へのアンケート調査等も実施）

受講者送り出し
要請

送り出し企業へのアンケート調査等も実施
（送り出しの感想、個人の学びを企業としてどう支援・評価しうるか、等）



大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを
 「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定(平成30年4月現在222課程)

＜目的＞プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業 ②双方向若しくは多方向に行われる討論

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

③実地での体験活動

④企業等と連携した授業

(インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)

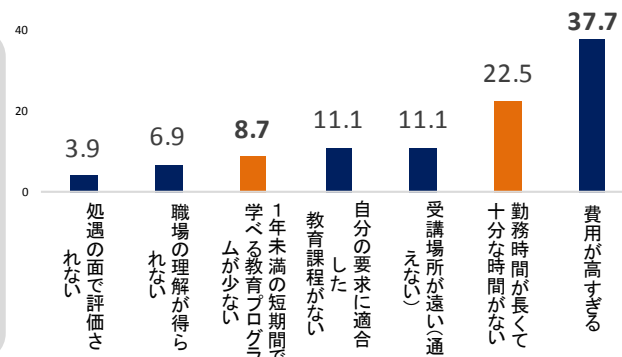
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)



今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、**短期間で修了できるプログラムのニーズが高い**

履修証明制度(※)について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短時間のプログラムについてもBP認定の対象に

➡ **社会人の多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進**



・女性活躍加速のための重点方針2018（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

女性が「学び直し」を通じて復職・再就職しやすい環境を整えるため、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりを行うとともに、離職女性のキャリア形成に向けた意識を醸成するため、子育て等で離職中の女性向けに、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報の展開等や、学びの場への効果的な誘導方策等を検討することで、女性活躍に係る裾野を拡大することが必要。

人生100年時代を迎える中で、女性が自分の個性を最大限発揮しながらキャリアを築いていくとともに、個人の可能性を引き出すための学びの充実が必要不可欠

有識者会議

学識経験者、地方公共団体、男女共同参画センター、NPO、関係団体、産業界等の有識者からなる有識者会議において、男女共同参画推進のための学び・キャリア形成に関する検討を行う。

実証事業

【実施体制】

男女共同参画センター等が地域の関係機関と連携



モデル構築のため実証事業を実施

【事業内容】

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みのモデル構築のため、取組の実施プロセスや連携体制、地域におけるニーズや課題を検証・分析

- ▶ 男女共同参画センター等におけるリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方を検討
- ▶ 実践的な職業教育や起業教育、就労支援等を総合的に提供するプラットフォームを形成

▼ 2019年度要求（追加部分）

学びの入口へ誘導するために効果的な広報の方法・内容等の検証（実証事業の拡充）

子育て等で離職中の女性を対象として、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報を展開。

特に、子育て中の女性の生活動線に合わせたアウトリーチ型の広報を中心に検証し、実際に学びへの動機付けや意識醸成につながる効果的な広報の方法・内容等を検証。

➡ 左記の一体的仕組みと併せて実証

研究協議会

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行うプラットフォームの普及・関係者の啓発【2019年度要求3箇所(1)】

生涯現役支援窓口事業の概要

平成31年度要求額 1,925,724 (1,498,942) 千円

- 主なハローワークに高齢求職者の支援に取り組む「生涯現役支援窓口」を設置し、職業生活の再設計に係る支援やチーム支援を総合的に実施しつつ、特に65歳以上の者の再就職支援を重点的に取り組む。
- 「働き方改革実行計画」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において、2020年度までを高齢者の就業促進の集中取組期間と位置づけられたことから、全国のハローワーク300箇所程度に「生涯現役支援窓口」の設置を目指し、平成31年度は、60箇所を増設（180→240箇所）するとともに、求人者支援員等を増員し、65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓の強化を図り、マッチングによるキャリアチェンジを促進する。

ハローワーク

生涯現役支援窓口

<支援対象者>

- 概ね60歳以上の高齢求職者（※平成31年度から重点化（30年度までは55歳以上を対象））

<主な支援内容>

- 高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
- 本人の状況に応じたチームによる手厚い支援
- 高齢求職者向け求人情報の開拓・提供（65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓を強化）
- シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供

<支援体制>

【就労・生活支援アドバイザー58人(52人)】

<主な支援業務>

- 個々のニーズ等を踏まえた「生涯設計就労プラン」策定
- キャリア・コンサルティング、生活設計に係るガイダンス、就労後のフォローアップの実施 等

【求人者支援員 198人(180人)】

<主な支援業務>

- ◆ 65歳以降でも活躍できる求人の開拓
- ◆ シルバー人材センターでの軽易な就業等に関する情報収集 等

【職業相談員 240人(180人)】

<主な支援業務>

- 「生涯設計就労プラン」に基づく職業相談・職業紹介等の実施 等

地域女性活躍推進交付金（平成31年度概算要求額2.4億円）

目的

第4次男女共同参画基本計画期間中において、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体が女性活躍推進法に基づく推進計画を策定し、女性の活躍推進に関する施策を確実に実施することを支援する。

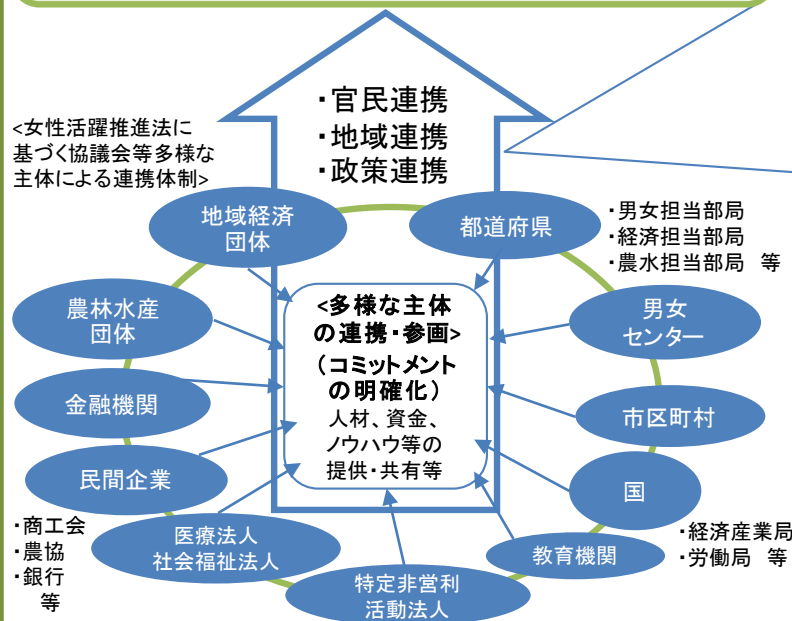
内容

多様な主体による連携体制の構築の下、働き方改革につながる、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくりや、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍推進など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。

事業スキーム

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえたKPI・定量的成果目標設定・「見える化」（M字カーブの解消、中小企業における女性の継続就業、女性の登用拡大、管理職の意識改革、働き方改革等）



○地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍推進

- 企業の女性活躍推進の取組の促進
- 女性のロールモデルの提供やネットワーク構築
- 男性リーダー、管理職のロールモデルの情報発信 等

○女性活躍のための地域プラットフォームの構築

- 活躍したい女性の掘り起こしから、学び直し、キャリア形成、活躍を得た後の支援まで、活躍のステージ、時間軸に応じた総合的な支援の実施

○協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくり

- 地域のニーズを踏まえ、中小企業等における育児休業の取得促進（育休代替要員の確保含む）等により、女性が継続就業しやすい環境づくり等を地域ぐるみで検討、整備

女性活躍推進法に基づく推進計画に位置付けられた事業（策定予定の推進計画に位置付けられる予定の事業を含む）が対象

【交付対象】
地方公共団体

【補助率】
2分の1

【交付上限】
都道府県 1,000万円
政令指定都市 500万円
市区町村 250万円

内閣府

情報提供

他の地域の
・地方公共団体
・地域経済団体
等

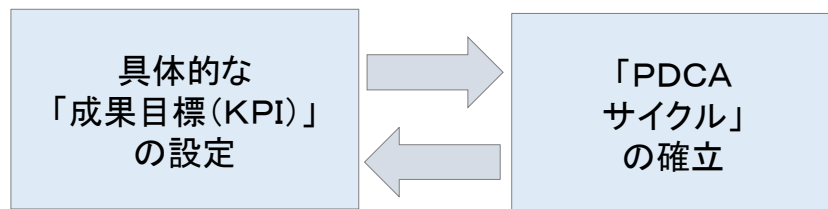
真に実効性のある先導的な取組を支援するため、①地域性、②見える化、③官民連携・地域連携、④政策連携を要件として、事業に係るKPI・数値目標の設定、効果検証の実施、事業採択に当たっての有識者による審査等を含めたPDCAサイクルを確立

※地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業（防災、福祉等）は、上記の取組と併せて実施するもので、先進性、先駆性のあるものに限り対象とする。

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち100億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例）しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

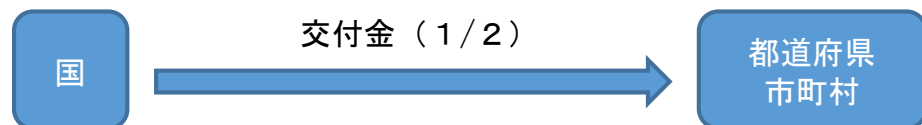
② わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住支援及び新規就業支援）

- ・東京圏から地方への移住者の移住に要する費用などの経済負担を軽減する取組
- ・女性・高齢者等の新規就業に要する費用などの経済負担を軽減する取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の充実・強化に寄与するとともに、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等に向け、地方創生を大胆に実行します。

<現状>

- 若者を中心に、地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過
- 地方の若者は3割減少（15年間で△532万人）
- 15歳以上の就業者は、地方では大幅に減少（15年間で△228万人、東京圏は+160万人）

<ねらい>

- 東京一極集中の是正
- 地方の担い手不足への対処
- 「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」など、移住者等の多様な希望をかなえる

包括的かつ大胆な「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定・実行する

1. UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、東京圏から地方への移住者の経済負担を軽減

2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、新規に就業する女性・高齢者等に対して必要な支援

3. 地方における外国人材の活用

- ・在外の親日外国人材を、地方公共団体のニーズ（地方創生業務）とマッチングさせる仕組みの構築
- ・外国人留学修了者が円滑に就労しやすくするための、在留資格の変更手続きの簡素化等

4. 地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）

5. 子供の農山漁村体験の充実

6. 企業版ふるさと納税の活用促進

7. 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

4. 地方創生

施策名：わくわく地方生活実現政策パッケージ

【31年度概算要求額：以下のとおり、定員要求、税制改正要望】

UIJターンによる起業・就業者創出：「地方創生推進交付金」（前年度1,000億円）の平成31年度概算要求額1,150億円の内数
女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし：「地方創生推進交付金」（前年度1,000億円）の平成31年度概算要求額1,150億円の内数
企業版ふるさと納税の活用促進：97百万円（前年度47百万円）

施策概要・目的

- 若者を中心に地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過が続いており、15年間で地方の若者は約3割減少、また、15歳以上の就業者については、東京圏では増加しているのに対し、地方では大幅に減少している。
- この状況を踏まえ、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等を目的とし、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定・実行する。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」においても、本パッケージの施策に関する記載が盛り込まれている。

施策イメージ・具体例

- UIJターンによる起業・就業者創出【平成31年度概算要求】
東京圏から地方への移住と移住者の地方での起業・就業を促進するため、全国規模のマッチングを支援するとともに、移住者等の経済負担を軽減する。
- 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし【平成31年度概算要求】
人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保を図るため、女性・高齢者等の起業や新規就業の促進を支援する。
- 地方における外国人材の活用【定員要求】
インバウンドや地元産品輸出拡大の活発化、在留外国人の更なる増加に伴う多文化共生等の充実等による地方公共団体の外国人材の活用ニーズに対応すべく、在外の親日外国人材を、地方公共団体のニーズとマッチングさせる仕組みを構築する。（内政と外政の橋渡し）
- 企業版ふるさと納税の活用促進【平成31年度概算要求・税制改正要望】
地方公共団体や企業に対し、積極的なPR活動を行うとともに、税制上の優遇措置の拡充・延長等により、一層の活用促進を図る。

期待される効果

- 本パッケージを実行し、若者等が夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを加速させ、女性や高齢者等の活躍、外国人材の活用等を推進するとともに、企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図ることにより、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等に向け、地方創生を大胆に実行する。